

理 由

水産防疫を的確に実施するため、水産動物の輸入の許可に関し、その対象の拡充、輸入後の一定期間の管理の命令の創設等の措置を講ずるとともに、養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延の防止のための措置として、疾病発生時の届出の義務付け、疾病にかかるおそれのある養殖水産動植物の移動制限等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。